

# 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護重要事項説明書

≪2024年6月1日現在≫

当該施設のサービス提供を開始するに当たり、平成11年厚生省令第40号第5条によって、説明すべき事項を、次のとおり確認させていただきます。

## 1 施設の概要

(1) (施設の名称・所在地等)	
施設名	介護老人保健施設ケア東久留米
開設年月日	平成19年3月20日
所在地	東京都東久留米市幸町三丁目11番10号
連絡先	電話 042-479-2600 FAX 042-479-2601
管理者	小松 彦太郎
介護保険事業者番号	1357081516

(2) 介護老人保健施設の目的	<p>介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活にもどれるように支援することを目的とした施設です。</p> <p>さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので安心して退所いただけます。</p>
-----------------	---

(3) ケア東久留米運営方針	<p>「和」を大切にし、自分の家族に利用させたい。自分も将来利用したい環境づくり、施設づくりを目指す</p> <p>①利用者本位のサービスの提供 ②やりがいと誇りをもてる職場づくり ③地域に根ざし信頼される施設づくり ④教育、研修に努め、質の向上を目指す ⑤施設運営の健全化を目指す</p>
----------------	---

(4) 利用対象者	<p>①当事業所を利用できるのは、要介護1から5に認定され、病状等が安定されていて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする方が対象となります。</p> <p>②利用開始時に要介護認定1から5の方または要支援1から2の方、病状等が安定している方であっても、利用後に要介護認定者でなくなった場合、医療機関へ入院となった場合は、利用を終了（退所）していただくこととなります。</p>
-----------	---

(5) 施設の職員体制（基準数による）									
職種	常勤	非常勤	夜間	業務内容	職種	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	2			医療	理学療法士				機能訓練業務
看護職員	15		2	看護業務	作業療法士	2			
薬剤師		1		薬剤管理	言語聴覚士				
介護職員	38		6	介護業務	管理栄養士	1		栄養指導	
支援相談員	2			相談業務	事務職員	3		事務、会計	
介護支援専門員	2			ケアマネジメント	その他			1	

(6) 施設の設備等の概要				
定員	150名	食堂・レクリエーションルーム	6	
居室	4人室	30室	談話コーナー	6
	個室	30室	機能訓練室	1
浴室	一般浴・特別浴・個浴	パワーリハビリテーションコーナー	1	
相談室		2	面会コーナー	3
診察室		1	理美容室	1



## 5 協力医療機関

医療法人社団好仁会滝山病院	東京都東久留米市滝山4丁目1番18号
公立昭和病院	東京都小平市花小金井8丁目1番1号
神谷歯科医院	東京都東久留米市中央町2丁目1番54号

## 6 サービスの特徴等

(1) 運営の方針	高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指す施設として、明るく家庭的な雰囲気のもとで地域や家庭と結びつきを重視した施設運営を行います。また、地域に対す公共性、公益性の重要な役割を踏まえて、ご利用者やその家族に安心、満足、可能性を追求できるケアを提供します。
-----------	---

(2) サービス利用のために			
	事項	有無	備考
	男性介護職員の有無	有	
	従業者への研修の実施	有	年2回以上の専門研修を実施します
	サービスマニュアルの作成	有	
	身体拘束の有無	有	生命・身体を保護するため緊急やむをえない場合のみ、同意の上行います

## 7 施設利用にあたっての留意事項

(1) 面会	午前9時～午後8時（受付の面会簿にご記入ください）
(2) 外出・外泊	施設様式により届出
(3) 喫煙	全館禁煙
(4) 飲酒	行事のときに適宜
(5) 設備、備品の利用	備え付けのものを利用
(6) 金銭、貴重品の管理	個人管理
(7) 施設外での受診	医師の指示により必要に応じて実施
(8) その他	当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営業行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 8 衛生管理等について

- (1) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (2) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
  - ② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - ③ 従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
  - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 9 虐待の防止について

施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。  
虐待防止に関する担当者(身体的・虐待委員会 委員長)
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

## 10 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

## 11 緊急時の対応方法

当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態又は施設医師の医学的判断により受診が必要と認めるときは他の専門的機関での診療を依頼することがあります。入所利用中に利用者の心身の状態が急変したときは、当施設は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡します。

### 緊急連絡先

氏名		続柄	
住所			
連絡先	TEL		

## 12 事故発生時の対応

- (1) 介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、ご利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

## 13 賠償責任

サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、利用者に対してその損害を賠償します。  
利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被ったときは、利用者及び契約者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

## 14 非常災害対策

災害時の対応	消防計画規定により生命の安全を最優先に避難します。
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、排煙設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、粉末消火設備、避難用階段、すべり台
防災訓練	年2回

## 15 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話	042-479-2600	(午前9時～午後5時15分)
FAX	042-479-2601	(24時間受付)
担当	支援相談員	

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

## 16 サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 当施設の相談・苦情、個人情報相談の受付窓口

[受付担当者]	支援相談員			
	電話	042-479-2600	FAX	042-479-2601

- (2) その他 お住まいの区市町村役場の介護保険担当課にお気軽にご相談ください。  
他に、国民健康保険団体連合会にもご相談いただけます。  
また、施設内の居宅介護支援センターでも介護保険全般についてご相談いただけます。

主な窓口	◆東久留米市役所（介護福祉課） 東京都東久留米市本町3丁目3番1号	電話 042-470-7750	FAX 042-470-7808
	◆東京都国民健康保険団体連合会 東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号	東京区政会館	電話 03-6238-0177
	◆ケア東久留米居宅介護支援センター 東京都東久留米市幸町3丁目11番10号	電話 042-479-0800	FAX 042-479-0801

## 17 当法人の概要

法人名	医療法人 丸山会	代表者役職・氏名	理事長 丸山 和 敏
法人所在地	長野県上田市中丸子1771番地1	法人電話番号	0268-42-1111
定款の目的に定めた事業			
1. 病院の経営	丸子中央病院		
2. 介護医療院の経営	①ケアあおぞら（丸子中央病院介護医療院）・②ケア大宮花の丘		
3. 診療所の経営	上田透析クリニック		
4. 介護老人保健施設の経営	御所苑・ケアまるこ・ケア新小岩・ケア東久留米		
5. その他これに附帯する業務			
訪問看護ステーション	そよ風訪問看護ステーション・御所苑訪問看護ステーション		
居宅介護支援事業所	丸子中央病院居宅介護支援センター・御所苑居宅介護支援センター ケア新小岩居宅介護支援センター・ケア大宮花の丘居宅介護支援センター ケア東久留米居宅介護支援センター		
地域包括支援センター	城下地域包括支援センター		
在宅介護支援センター	東久留米市在宅介護支援センター		
丸子中央病院保育園	あったかステーションわくわく		

### 事業所数

・病院	1ヶ所	許可病床数	199床 (一般病床99床 地域包括ケア病床50床 医療療養病床50床)
		介護保険サービス	通所リハビリテーション（介護予防含む） 訪問リハビリテーション（介護予防含む） 居宅療養管理指導（介護予防含む）
・介護医療院	2ヶ所	介護保険サービス	①97床 ②150床
・診療所	1ヶ所	透析専門診療所	
・介護老人保健施設	4ヶ所	介護保険サービス	介護老人保健施設
			短期入所療養介護（介護予防含む）
			通所リハビリテーション（介護予防含む） 訪問リハビリテーション（介護予防含む）
・訪問看護ステーション	2ヶ所	介護保険サービス	訪問看護（介護予防含む）
・居宅介護支援事業所	5ヶ所	介護保険サービス	居宅介護支援（介護予防含む）
・地域包括支援センター	1ヶ所	介護保険サービス	介護予防支援
・在宅介護支援センター	1ヶ所		
・保育園	1ヶ所	企業主導型保育事業	

## 15 重要事項説明書の変更

国の介護保険報酬等の改正及びその他の理由により、この重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、変更箇所及び新たな内容を記載した文書をもってお知らせいたします。

基本利用料		要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
強化型	多床室利用者(1日あたり)	964	1,927	2,890	1,046	2,091	3,137	1,115	2,230	3,345	1,177	2,354	3,531	1,240	2,480	3,720
	個室利用者(1日あたり)	875	1,750	2,624	954	1,908	2,862	1,024	2,047	3,070	1,087	2,173	3,259	1,147	2,294	3,441
基本型	多床室利用者(1日あたり)	887	1,773	2,660	940	1,880	2,820	1,009	2,017	3,025	1,065	2,130	3,195	1,124	2,247	3,371
	個室利用者(1日あたり)	805	1,609	2,413	856	1,711	2,567	923	1,846	2,769	981	1,961	2,942	1,037	2,074	3,111

基本利用料		要支援1			要支援2		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
強化型	多床室利用者(1日あたり)	718	1,436	2,153	891	1,782	2,673
	個室利用者(1日あたり)	675	1,350	2,025	831	1,662	2,493
基本型	多床室利用者(1日あたり)	655	1,310	1,964	827	1,654	2,480
	個室利用者(1日あたり)	619	1,237	1,855	776	1,551	2,326

加算項目	1割	2割	3割	回数等	内容
	(円)	(円)	(円)		
夜勤職員配置加算	26	52	77	日	厚生労働大臣が定める夜勤職員の勤務条件を満たした届出をした場合に算定
個別リハビリテーション実施加算	257	513	769	日	個別リハビリ計画に基づき、個別リハビリを20分以上実施した場合に算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	214	428	641	日	認知症の行動・心理症状で、緊急短期入所が必要と医師が判断した場合に算定
緊急短期入所受入対応加算	97	193	289	日	緊急に短期入所療養介護を必要とする利用者を受け入れた場合に算定(7日を限度)やむを得ない事情がある場合は14日を限度(※介護予防短期は算定不可)
重度療養管理加算	129	257	385	日	要介護度4・5の者で、計画的な医学管理、処置を行った場合に算定(介護予防短期は算定不可)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	55	109	164	日	厚生労働大臣が定める基準等(算定数40以上)に適合する届出の場合に算定
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	55	109	164	日	厚生労働大臣が定める基準等(算定数70以上)に適合する届出の場合に算定
送迎加算(片道あり)	197	393	590	片道	居宅と施設間の送迎を行なった場合に算定
総合医学管理加算	294	588	882	日	治療管理目的で計画外の短期入所療養介護を行った場合に算定(10日を限度)
口腔連携強化加算(1月に1回)	54	107	161	日	利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価の結果を情報提供した場合に算定(1月に1回限り)
療養食加算	9	17	26	回	医師の指示に基づき療養食を提供し、栄養管理した場合に算定(1日3回限度)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4	7	10	日	入所者の総数のうち、認知症の割合が50%以上、専門的な研修修了者の1名以上配置、認知症ケアの実施、定期的な会議を開催している場合に算定
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5	9	13	日	(Ⅰ)を算定し、研修修了者1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等の実施、認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修を行なっている場合に算定
緊急時治療管理	554	1,107	1,660	日	救命救急医療を要し、緊急的な治療管理を行った場合に算定(月1回8日限度)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	107	214	321	月	見守り機器等を複数導入し、改善の取り組み効果データを提供した場合に算定
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11	22	32	月	委員会の設置及び見守り機器等を導入、業務改善活動を行っている場合に算定
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24	47	71	日	介護職総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上又は、勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上である場合に算定
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月合計単位数に8.67%を上乗せ加算				厚生労働大臣が定める基準等に適合する介護職員等賃金の改善をした場合に算定

その他利用料項目	金額(円)	内容
食費	1,910 (1日)	食事代(朝食490円 昼食670円 夕食650円) ・ おやつ代(100円)
居住費	600 (1日)	多床室利用者
	1,668 (1日)	個室利用者
教養娯楽費	実 費	レクリエーション活動及び創作活動材料費(希望による利用時のみ)
特別療養室料(消費税込み)	3,150 (1日)	個室/希望による利用時のみ
理美容代	実 費	外部業者委託(調髪内容により異なる)
電気器具使用料	30 (1日)	持込の電気製品1品あたり(1日3時間以上使用の電気器具に限る)希望による利用時のみ(医師の判断で医療的に必要な時を除く)
個人電話料(電話料金表による)	実 費	個人用外線電話利用時のみ
洗濯料	1,000 (1袋)	60cm×60cmの袋で、洗濯機及び乾燥機使用/利用時のみ

※食費及び居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。

※おやつ代は、保険給付の対象となります。

※上記金額は、端数処理上、金額が変わる場合があります。



入所日時	年 月 日	時 分	送迎	有 ・ 無
退所日時	年 月 日	時 分		有 ・ 無

### その他の料金 希望確認表

◇教養娯楽費（どちらかに○印をお願いします） 実費を負担していただきます

レクリエーション活動及び創作活動材料費	利用する	
お茶会の飲み物材料費	利用しない	

◇特別病（どちらかに○印をお願いします）  
利用者又は家族からのご希望による利用の場合、ご負担いただきます

個室 1日につき 3,150円（税込み）	利用する	
	利用しない	

◇電気器具使用料（どちらかに○印をお願いします）

1日につき 30円 持込の電気製品1品あたり （1日3時間以上使用の電気器具に限る） ※医師の判断で医療的に必要な時を除く	利用する （物品名： ）	
	利用しない	

◇洗濯代（どちらかに○印をお願いします）

1袋相当 1,000円（洗濯物の量により増減します） （袋は、60cm×60cmで、洗濯機及び乾燥機使用）	利用する	
	利用しない	

◇個別リハビリテーションについて

実施を ・希望する ・希望しない

◇療養食提供について

医師の指示がある場合 ・希望する ・希望しない

◇理美容代

外部業者へ委託しております。申込書は、事務所にあります。  
請求は利用料に入れさせていただきます。

※ その他の料金 希望確認表の内容に変更があった場合は、希望確認表変更届に記入をしていただき、変更後の内容とさせていただきます



以上、重要事項説明書・その他料金希望確認表等の説明を受け了承しました。

また、これを証するため、本書2通を作成し利用者・事業者が署名捺印し、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

事業者

事業者名 ケア東久留米(事業所番号 1357081516)

住 所 東京都東久留米市幸町三丁目11番10号

代表者名 施 設 長 小 松 彦 太 郎 印

説 明 者 ケア東久留米

印

利用者

住 所

氏 名

印

代理人

住 所

氏 名

印